

北区立幼稚園・こども園、小・中学校に
お子様を通わせる保護者の皆様へ
地域関係者の皆様へ

北区教育委員会事務局
教育振興部教育指導課長 山崎 隆

新型コロナウイルス感染症対策に関する北区立学校の対応について

日頃から北区立学校・園の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

令和2年2月25日に開催された政府第15回新型コロナウイルス感染症対策本部における要請及び、東京都教育委員会教育長からの通知等を踏まえ、北区教育委員会といたしましては、以下のとおり対応します。

つきましては、保護者の皆様、地域関係者の皆様におかれましては、幼児・児童・生徒の感染症予防対策に万全を尽くすよう、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

1 学校の臨時休業の実施について

(1) 小学校及び中学校

令和2年3月2日から令和2年3月25日まで臨時休業を実施します。

新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるということについて、お子様にお伝えいただき、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようお願いいたします。

(2) 幼稚園・こども園

幼稚園・こども園は、平常どおり実施します。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、できる限り登園を控え、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

2 預かりについて

感染拡大防止のため、原則、お子様は自宅で過ごすこととします。しかしながら、保護者にやむを得ない事情がある場合は、以下のとおりとします。

(1) 小学校

保護者のやむを得ない都合により自宅で過ごすことが困難な児童については、学校において預かり、課題に取り組みさせます。昼を挟む場合は、昼食を持参していただきます。

※ 学童クラブは、学校の通常の授業日と同様に実施します。通常の下校時刻になったら、学童クラブへ向かいます。

※ 小学校第4学年から第6学年までの学童クラブ特例利用、学童クラブの待機特例利用、その他、特段の事情により預かりが必要な児童については、午後3時からわくわく☆ひろば（放課後子ども教室）へ向かいます。

(2) 小・中学校特別支援学級

保護者のやむを得ない都合により自宅で過ごすことが困難なお子様については、学校において預かり、課題に取り組みさせます。昼を挟む場合は、昼食を持参していただきます。

3 休業中における教育活動について

(1) 中学校の定期考査

3月2日以降に実施予定の定期考査は実施しません。

(2) 評 定

学年末評定については、原則として1学期の評定及び2学期の平素の学習状況等を総合的に評価し決定します。

(3) 卒業式及び園の修了式

予定された日程で実施します。

感染の拡大を防ぐために現在重要な時期です。国、都、区の方針、卒業式の教育的意義等を総合的に鑑み、卒業式は、保護者、来賓、区派遣者は参加せずに、教職員及び卒業生、式に関係する在校生のみで実施します。幼稚園・こども園については、幼児の発達段階を考慮し、保護者は参加します。

(4) 修了式及び園の終業式

予定された日程で実施します。放送機器等を活用するなど工夫をして実施します。

(5) 部活動

実施しません。

(6) 荷物の引き取り

休業期間中に、児童・生徒や保護者が個別に取りに来るなど、集団にならないように配慮します。

(7) 自宅学習

準備が整い次第、学校からお子様で自宅で学習できるよう、学習内容等について指示します。それまでは、家庭でご指示をいただきますようご協力願います。

(8) 休業中における自宅学習状況等の確認

自宅学習の状況やお子様の様子を確認し、適切な指導・支援を行うために、お子様の登校日を設定したり、電話確認をさせていただきます。

(9) 個別に指導が必要な児童・生徒への対応

原則、児童・生徒は自宅で過ごすこととしますが、必要な指導を行う場合、お子様の登校についてご協力願います。

4 家庭でのお願い等について

(1) 感染予防について

お子様と保護者様双方に、次のことについてご協力願います。なお、学校から記録表を受け取った時点から記録をお願いします。

ア〔お子様〕手洗い（食事前、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスクの着用など）の励行

イ〔お子様、保護者様〕毎朝の自宅での検温とともに、発熱等の風邪の症状がみられる時の自宅休養

ウ〔お子様、保護者様〕春休み期間においても、自宅におけるお子様の健康観察を継続し、発熱などの風邪の症状がみられる時の学校への連絡

(2) 事件・事故に巻き込まれないために

必要な生活指導のご協力をお願いします。

ア お子様を危険な目に遭わないよう、不必要な外出をしないこと

イ 自宅において一人でいる際に、不審者に気を付けるようにすること

ウ SNS等の不適切な利用をしないようにすること

(3) ご家庭においてやむを得ない事情やお困りのことがある場合は、教育指導課又は通学する学校（園）にご相談ください。

【問合せ】北区教育委員会事務局教育振興部教育指導課

電 話 03-3908-9287